

Title	後期高齢者と日本社会保障改革
Author	玉井, 金五
Citation	経済学雑誌. 別冊. 109 卷 2 号
Issue Date	2008-10
ISSN	0451-6281
Type	Learning Material
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学経済学会
Description	

Placed on: Osaka City University Repository

後期高齢者と日本社会保障改革

玉 井 金 五

I

わが国で、「少子高齢化」が大きな問題になっている。とくに高齢化については、総人口に占める65歳以上の割合を示した高齢化率によってその進展度合いを計っているが、現在その割合は21%あたりに達している。高齢化率が14%を超えると「高齢社会」と呼ばれるから、わが国はすでにそれを大きく上回っていることになる。

それでは、今後日本の高齢化はどこまで進むのか。すでに関係機関から2050年までを見通した予測が出されているが、それに基づけば2025年頃には4人に1人が、また2050年には3人に1人が65歳以上の高齢者となる。後者の3人に1人が高齢者という点、相当程度高齢化が進んだ社会となる。こうした状況が実際に現出することは、おそらく世界で最も高い高齢化率の水準を達成することになり、これまでの欧米で経験されてきたレベルをはるかに凌ぐことになる。

また、高齢者の増加といっても、これからは75歳以上の後期高齢者がその割合を高めていくことに注意しなければならない。現在はまだ前期高齢者（65-74歳）が上回っているが、大体2020年あたりには後期高齢者の方が多くなると予測されている。こうした動向をもとにあえていえば、わが国は20世紀が「前期高齢者の時代」であったのに対して、21世紀は「後期高齢者の時代」だということになる。それは、当然のことながら、さまざまな分野に影響を及ぼし

ていく。

そのひとつが、いうまでもなく社会保障の領域である。高齢化が進めば進むほど、いわゆる社会保障給付費は増加する。年金、医療、福祉といった三分野に分けてみると、1980年までは医療が社会保障給付費のうちで最大を占めていたが、同年に年金が追いつき、その後は年金が第1位を維持し、第2位が医療という状態を現在に至るまで続けている。また、1990年代からは介護関係の費用の増加に伴って、福祉の占める比重も漸増気味にある。その意味で、流れとしては、年金：医療：福祉の割合が5：4：1から5：3：2に移りつつあるといえる。

こうした社会保障給付費が増加し続けるなかで始められたのが、1990年代半ば過ぎの政府による「社会保障構造改革」であった。増加する費用を少しでも抑制するために、上限を視野に入れた適正な規模が追求されるだけでなく、民活もあわせて取り入れていくといった方針が打ち出された。そのもとでの取り組みは、社会保障の主要分野全体にわたることになる。実際に、以後の関連する改革をみると、そうした方向で推し進められてきているといっていよい。

II

ところで、上述したように、今後後期高齢者が増えていくなれば、社会保障の重点も次第に彼らに移ることになる。そうした見通しは、すでにいくつかの領域に影響を与えてきている。現在最もホットな話題となっている「後期高齢

者医療制度」は、まさに75歳以上を対象とするものである。もっとも、これは対象年齢が突然75歳まで引き上げられたのではない。それまで存在した老人保健制度のもとで70歳から75歳までへの段階的な引き上げが進められてきており、それを引き継ぐものであった。

このように、老人医療の対象が実質後期高齢者に絞られたことは注目すべきである。この75歳からの開始というのは、おそらく今後、他の社会保障改革にもひとつの重要な指標としての意味を付与することになるであろう。つまり、年金、介護といった分野での対象年齢を考えた際の基準として、大きな判断材料になるということである。

先ほど後期高齢者医療制度に言及したが、そこで問題となったのは対象年齢に加えて、後期高齢者による独自の保険料支払いが求められたことであった。同制度の問題点のひとつとして、この点を批判した論調が結構みられた。しかし、財源確保のために高齢者が一定額の保険料を拠出するという方針は、すでに先行した介護保険導入において決定的になったといってよい。そこで65歳以上は第1号被保険者となり、保険料拠出の義務が生じた。これまで、社会保障分野における高齢者の保険料拠出の義務化についてはややアイマイなところがあったが、それをハッキリさせたのが介護保険であった。

このようにみると、明らかに社会保障の重点が後期高齢者に移ってきているのがわかる。そのさい注意すべき点は、後期高齢者にもしっかりと保険料拠出を求めているということである。このことはまた、わが国の社会保障の財源調達方法においてしばしば論じられる保険方式か、それとも税方式かという選択にかかわってくる。

介護保険の財源調達は、公費50%、保険料50%であり、混合方式もしくはミックス方式といってよい形を採っている。また、これまでの

老人医療を取り扱った老人保健制度は、当初公費30%、各保険者からの拠出金70%でスタートしたが、それは次第にそれぞれ50%、50%となるように近づけられていった。そして、先にふれた新しい老人医療制度である後期高齢者医療制度では、公費50%、各保険者からの支援金40%、保険料10%となった。これは、実質公費50%、保険料50%と読み替えてよい。

一方、年金であるが、基礎年金の財源に注目してみると、長い間保険料70%、国庫負担30%で運営してきたが、2004年改正において2009年度までに国庫負担を50%まで引き上げることが決定した。もっとも、現在そのための税源を何に求めるかについて最終的な政治決着をみていないので、本当に2009年度に実現するのか否かに関しては実に先行き不透明となっている。

いずれにしても、高齢者に密接にかかわる介護、医療、年金であるが、財源調達の方法としての方向は、保険料50%、公費50%に向かっているのである。わが国では、しばしば財源をめぐって保険方式か税方式かで華々しい論争が繰り広げられてきた。しかし、実態としては先の割合に収斂しつつあり、その意味では混合方式、もしくはミックス方式というタイプの選択なのである。

いずれにしても、1990年代から今日まで続く日本の社会保障改革をみると、後期高齢者対策としての性格を一層強めてきていること、そしてそのさい彼らにも一定の保険料拠出を求め、財源調達として混合方式を追求しようとしているのは、明らかである。

〈参考文献〉

玉井金五・大森真紀編『三訂 社会政策を学ぶ人のために』世界思想社、2007年。

玉井金五・久本憲夫編『社会政策Ⅱ 少子高齢化と社会政策』法律文化社、2008年。